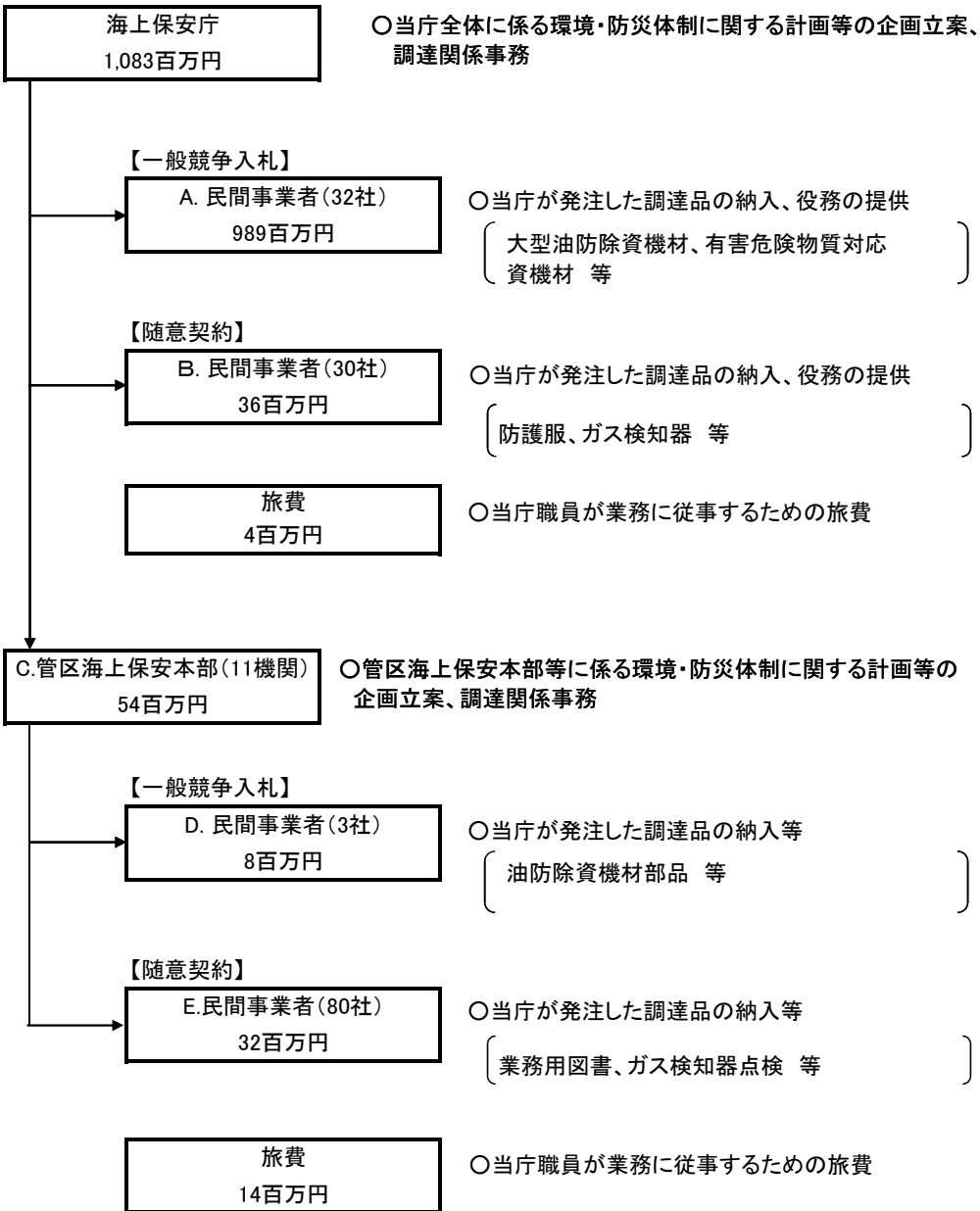


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	環境・防災体制の整備に関する経費	事業開始年度	昭和23年度	作成責任者		
担当部局庁	海上保安庁警備救難部	担当課室	環境防災課	課長 河村 俊信		
会計区分	一般会計	上位政策	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 (船舶交通の安全と海上の治安確保)			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第11号	関係する計 画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。					
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。					
実施状況	<p>●年度別整備事業費等</p> <p>【平成19年度】(当初予算)107百万円・(補正予算)△0.06百万円 (主要整備事項) 有害危険物質対応資機材整備、油回収資機材の整備等 ・防除措置を講じた油流出事故件数 156件</p> <p>【平成20年度】(当初予算)107百万円 (主要整備事項) 有害危険物質対応資機材整備、油回収資機材の整備等 ・防除措置を講じた油流出事故件数 222件</p> <p>【平成21年度】(当初予算)108百万円・(補正予算)983百万円 (主要整備事項) 有害危険物質対応資機材整備、油回収資機材の整備、更新等 ・防除措置を講じた油流出事故件数 186件</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	107	107	1,091	103	
	執行額	106	106	1,083		
	執行率	99.1%	99.1%	99.3%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先は、契約相手である資機材などの販売等を行っている民間事業者等であり、その用途についても当該契約の履行に必要な経費として把握しており、また契約の履行内容は検査等により確認を行っている。				
	見直しの余地	これまで、関係行政機関や地方公共団体等との合同訓練や、海事関係者等に対する各種講習会等を積み重ね、我が国全体の油等排出事故対応能力の向上を図ってきたことに伴い、当庁の油回収艇、油防除艇については廃船するといった防災体制の合理化を行ってきたところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。 調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札によっているところであり、今後とも一層の競争性の確保等に取り組んでいく。				
予算監視の所見率						
補記	<p>【予算科目】</p> <p>-015 船舶交通安全及海上治安対策費</p> <p>-10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額)</p> <p>-95014-2129-06-0110 諸謝金 0.3百万円 0.3百万円</p> <p>-95014-2122-08-2010 職員旅費 12百万円 12百万円</p> <p>-95014-2122-08-2610 研修旅費 2百万円 2百万円</p> <p>-95014-2122-08-2520 活動旅費 1百万円 1百万円</p> <p>-95014-2122-08-4010 外国旅費 2百万円 2百万円</p> <p>-95014-2122-08-4312 海上警備対策外国旅費 1百万円 1百万円</p> <p>-95014-2122-08-6010 委員等旅費 0.05百万円 0.05百万円</p> <p>-95014-2123-09-1010 庁費 19百万円 14百万円</p> <p>-95014-2123-09-3110 装備費 1,055百万円 1,051百万円</p>					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



【随意契約】
契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように記
 載)

A. ガデリウス株式会社			E. 神山産業株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	大型油防除資機材等購入	626	物品購入費	油防除資機材部品購入	2
			役務費	ガス検知器点検	1
計		626	計		3
B. 神山産業株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防護服等購入	3			
計		3	計		0
C. 第三管区海上保安本部					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	業務に従事するための旅費	5			
物品購入費	油防除資機材部品購入	4			
その他	その他の経費	6			
計		15	計		0
D. 内外商事株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	油防除資機材部品購入	5			
計		5	計		0